平成２２年（フ）第６０号
大阪府柏原市国分本町２丁目６番27―104号
債務者　川上　利夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
大阪府羽曳野市古市４丁目１番11　ランドマーク古市駅前904号
債務者　吉田孔美子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
堺市中区深井清水町4031番地　泉北深井シティタワー801号
債務者　安宮　　昭
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
大阪府富田林市木戸山町２番38号
債務者　中川　美恵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
堺市西区浜寺石津町東４丁８番29号
債務者　白井　勇希
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
大阪府羽曳野市誉田３丁目12番１号、前住所大阪府藤井寺市道明寺１丁目２番２号
債務者　カラオケスナックせつここと　竹内　節子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
堺市中区八田北町10番地31　鈴の宮団地22棟302号
債務者　樽谷さゆり
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
大阪府富田林市加太１丁目11番27号－５
債務者　平尾　博之
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―423号
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
大阪府河内長野市南花台８丁目17番１　クローバーハイツ402号
債務者　嶋　　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
堺市中区土師町４丁５番１　ヴェルドール深井605号
債務者　口　ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
大阪府高石市加茂２丁目31番２号
債務者　齋木　裕幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
大阪府松原市天美北３丁目２番７―406号、前住所大阪市福島区海老江８丁目14番23―904号
債務者　川崎　光弘
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁48番地　富士ハイツ１Ｆ奥
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
兵庫県加東市木梨1356番地259
債務者　大西　博已
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１５号
和歌山県田辺市目良28番２号
債務者　福本　景子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４４号
岡山県倉敷市中庄団地５番３―43号
債務者　髙橋　　保
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―204号
債務者　杉山　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

第明治三二十種郵便物認可